

令和5年7月24日実施

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	／30問

事業者名	:	_____
受験者名	:	_____

【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、10年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。また、これを変更したときは、その日から30日以内に国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。
4. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。
5. 一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないときは、国土交通大臣から1年以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがある。

6. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。
7. 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。
8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。
9. 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員については注視して事業用自動車に乗務させる必要がある。
10. 旅客自動車運送事業者は、点呼の記録を5年間保存しなければならない。
11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合には、この限りでない。
12. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。
13. 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中運行指示書を携行しなければならない。

【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に入る正しい語句を [] 内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 道路運送法の「旅客自動車運送事業」とは、（ ）に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
[A. 自己の目的 B. 自治体等の要請 C. 他人の需要]
15. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の（ ）をしてはならない。

[A. 割引 B. 払戻し C. 割戻し]

16. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、運賃及び料金並びに（ ）を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

[A. 就業規則 B. 運行管理規程 C. 運送約款]

17. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の（ ）に努めなければならない。

[A. 向上 B. 維持 C. 確保]

18. 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあっては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年（ ）までに届け出なければならない。

[A. 三月三十一日 B. 五月三十一日 C. 七月三十一日]

19. 旅客自動車運送事業者は、（ ）に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため誠実に職務を遂行するように指導監督しなければならない。

[A. 乗務員 B. 従業員 C. 運行管理者]

20. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の（ ）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

[A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間]

21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を（ ）により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

[A. 乗務記録 B. 運行記録計 C. 運行指示書]

22. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において（ ）保存しなければならない。

[A. 六ヶ月間 B. 一年間 C. 三年間]

23. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを（ ）保存しなければならない。

[A. 一年間 B. 三年間 C. 五年間]

24. 旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた（ ）を受けさせなければならない。

[A. 指導教育 B. 健康診断 C. 適性診断]

25. 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第48条各号に掲げる（ ）及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。

[A. 業務の適確な実行 B. 点呼の実施 C. 乗務員の研修]

26. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う（ ）を受け、報告をしなければならない。

[A. 点呼 B. 確認 C. 面談]

27. 自動車の（ ）は、当該自動車道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。

[A. 運転手 B. 所有者 C. 使用者]

28. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（ ）以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

[A. 十日 B. 十五日 C. 三十日]

【数字記入問題】

以下の各設問の（ ）にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを運送の終了の日から（ ）年間保存しなければならない。

30. 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（ ）日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

- 1.（運送法8条）一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（×）
- 2.（運送法9条の2）一般貸切旅客自動車運送事業を営業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。（×）
- 3.（運送法23条1項）一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。（○）
- 4.（運送法30条）一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。（○）
- 5.（運送法40条）一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないときは、国土交通大臣から6ヶ月以内において期間を定め自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがある。（×）
- 6.（運輸規則3条）旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。（○）
- 7.（運輸規則4条）一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。（○）
- 8.（運輸規則7条の2）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、運送引受書を交付しなければならない。（×）
- 9.（運輸規則21条5項）旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。（×）
- 10.（運輸規則24条5項）旅客自動車運送事業者は、点呼の記録を1年間保存しなければならない。（×）

- 1 1. (運輸規則 28 条) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、その経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。(○)
- 1 2. (運輸規則 47 条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(×)
- 1 3. (運輸規則 50 条) 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中運行指示書を携行しなければならない。
(○)
- 1 4. (運送法 2 条) 道路運送法の「旅客自動車運送事業」とは、(C:他人の需要)に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
- 1 5. (運送法 10 条) 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の (C:割戻し) をしてはならない。
- 1 6. (運送法 12 条) 一般旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。)は、運賃及び料金並びに (C:運送約款) を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
- 1 7. (運送法 22 条) 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の (A:向上) に努めなければならない。
- 1 8. (運送法施行規則 66 条) 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年 7 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に係る変更について、毎年 (C:七月三十一日) までに届け出なければならない。
- 1 9. (運輸規則 2 条 3 項) 旅客自動車運送事業者は、(B:従業員) に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため誠実に職務を遂行するように指導監督しなければならない。
- 2 0. (運輸規則 21 条 1 項) 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の (B:勤務時間) 及び乗務時間を定め、当該運転者にこれを遵守させなければならない。
- 2 1. (運輸規則 26 条) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を (B. 運行記録計) によ

り記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

22. (運輸規則26条の2) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において(C:三年間)保存しなければならない。
23. (運輸規則37条2項) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを(B:三年間)保存しなければならない。
24. (運輸規則38条2項2号) 旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた(C:適性診断)を受けさせなければならない。
25. (運輸規則48条の3) 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第48条各号に掲げる(A:業務の適確な実行)及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。
26. (運輸規則50条1項) 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う(A:点呼)を受け、報告をしなければならない。
27. (車両法47条の2) 自動車の(C:使用者)は、当該自動車が道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。
28. (車両法52条) 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から(B:十五日)以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。
29. (運輸規則7条の2 2項) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを運送の終了の日から(1)年間保存しなければならない。
30. (運輸規則47条の7) 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後(100)日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。